



# 金 沢 市 公 報

号外第4号の10

令和5年(2023年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 監査委員告示
<b>●教育委員会規則</b>		○金沢市監査委員における個人情報の保護に関する法律施行規程 (監査事務局) 9
○金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則 (教育総務課) 1		○金沢市監査委員における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について ( " ) 9
○金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則 (学校職員課) 2		<b>●農業委員会規則</b>
○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 2		○金沢市農業委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則 (農業委員会事務局) 10
○金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 2		○金沢市農業委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 10
○金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 ( " ) 3		<b>●公平委員会規則</b>
○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 3		○金沢市公平委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則 (公平委員会) 10
<b>●議会規程</b>		○金沢市公平委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 10
○金沢市議会個人情報の保護に関する条例施行規程 (議会事務局) 3		<b>●固定資産評価審査委員会告示</b>
○金沢市議会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 ( " ) 8		○金沢市固定資産評価審査委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程 (固定資産評価審査委員会) 11
<b>●選挙管理委員会告示</b>		○金沢市固定資産評価審査委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について ( " ) 11
○金沢市選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程 (選挙管理委員会) 8		<b>●消防局訓令甲</b>
○金沢市選挙管理委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について ( " ) 9		○金沢市火災原因及び損害調査規程の一部改正について (警 防 課) 11

## 教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

### ●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則

金沢市教育委員会における個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)の施行については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則(令和5年規則第2号)の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条の規定により文部科学大臣が定める指針（以下「指針」という。）に基づき、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う金沢市立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する事項について定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(教育職員の業務の量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月

(4) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置に関する事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表及び第4条第1項の表中「図書館総務係」を「総務係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●教育委員会規則第4号

金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則及び金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則(平成3年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市教育委員会における金沢市情報公開に関する条例施行規則

本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。(金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則(平成12年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)」を「金沢市情報公開に関する条例(平成3年条例第2号)並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則(昭和47年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食西部共同調理場の項中「高尾台中学校」を「高尾台中学校 長町中学校」に改め、同表金沢市学校給食東部共同調理場の項中「犀川小学校」を「犀川小学校 朝霧台小学校」に、「小將町中学校」を「長町中学校芳齋分校」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議 会 規 程

金沢市議会個人情報の保護に関する条例施行規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市議会議長 宮 崎 雅 人

●金沢市議会規程第1号

## 金沢市議会個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の意義の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
  - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸を構成する塩基の配列
  - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法

(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報

ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
  - 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
  - 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
  - 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
  - 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
    - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
  - 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、100人とする。
  - 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
    - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
      - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
      - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
    - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
  - 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）
- 第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
  - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項並びに第17条において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
    - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
    - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
  - 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
  - 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直



ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の通知)

第10条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第11条 条例第27条第1項の規定による通知は、第18条の規定による様式により行うものとする。

2 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

3 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するか別の別及びその理由  
(電磁的記録の開示方法)

第12条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
  - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。
- 4 第1項第1号の規定による電磁的記録の複写したものの交付は、当該電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。

(閲覧等)

第13条 条例第28条第1項の規定により、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように取り扱わなければならない。

2 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第28条第1項の規定により、保有個人情報の写しを交付する場合の交付部数は、請求1件につき1部とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第14条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用)

第15条 条例第30条に規定する写しの作成に要する費用は、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年規則第2号。以下「規則」という。）別表のとおりとする。

2 条例第30条に規定する写しの送付に要する費用は、実際に要する郵便物の料金の額とする。

3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、議長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(諮問をした旨の通知書)

第16条 条例第45条第3項の規定による通知は、第18条の規定による様式により行うものとする。

(施行状況の公表)

第17条 条例第51条の規定による施行の状況に係る概要の公表は、開示請求等の受理件数、開示件数、不開示件数その他条例の施行の状況について、告示により行うものとする。

(様式)

第18条 条例の規定による書面の様式は、規則で定める様式の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

金沢市議会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市議会議長 宮 崎 雅 人

### ●金沢市議会規程第2号

金沢市議会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市議会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程（平成4年議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市議会における金沢市情報公開に関する条例施行規程

本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第22号

金沢市選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

金沢市選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程

金沢市選挙管理委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）の施行については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年規則第2号）の例による。

附 則



この告示は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市選挙管理委員会告示第23号

金沢市選挙管理委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程（平成3年選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

題名を次のように改める。

金沢市選挙管理委員会における金沢市情報公開に関する条例施行規程  
本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、  
「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

金沢市監査委員における個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

金沢市監査委員における個人情報の保護に関する法律施行規程

金沢市監査委員における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）の施行については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年規則第2号）の例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

●金沢市監査委員告示第2号

金沢市監査委員における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程（平成3年監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

題名を次のように改める。

金沢市監査委員における金沢市情報公開に関する条例施行規程  
本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、  
「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市農業委員会会長 井 口 栄 市

### ●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則

金沢市農業委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）の施行については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市農業委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市農業委員会会長 井 口 栄 市

### ●金沢市農業委員会規則第2号

金沢市農業委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市農業委員会における金沢市情報公開に関する条例施行規則

本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 公 平 委 員 会 規 則

金沢市公平委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

### ●金沢市公平委員会規則第1号

金沢市公平委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則

金沢市公平委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）の施行については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市公平委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

### ●金沢市公平委員会規則第2号

金沢市公平委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公平委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市公平委員会における金沢市情報公開に関する条例施行規則

本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 固定資産評価審査委員会告示

### ●金沢市固定資産評価審査委員会告示第1号

金沢市固定資産評価審査委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 内 田 清 隆

金沢市固定資産評価審査委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程

金沢市固定資産評価審査委員会における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）の施行については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則（令和5年規則第2号）の例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

### ●金沢市固定資産評価審査委員会告示第2号

金沢市固定資産評価審査委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程（平成3年固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 内 田 清 隆

題名を次のように改める。

金沢市固定資産評価審査委員会における金沢市情報公開に関する条例施行規程

本則中「おける金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「おける金沢市情報公開に関する条例」に、「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則」を「金沢市情報公開に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 消 防 局 訓 令 甲

### ●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局  
消 防 署

金沢市火災原因及び損害調査規程（平成9年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

金沢市消防長 蔵 義 広

第3条第3項第1号中「焼き、熱による破損、汚損等」を「火災の火災、高熱等によって焼け、壊れ、すすけ、又は変質したもの等」に改める。

第4条第1項中「次項に定めるものを除き、市内で発生した」を「市内で発生した火災のうち、消防長が別に定める焼損の程度が大きい火災又は火災原因究明上高度な専門的知識を必要とする」に改め、同条第2項中「次に掲げる」を「火災のうち、前項に規定する火災以外の」に改め、同項各号を削り、同条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、市内の高速自動車国道上の事故に係る調査は、課長が行うものとする。

第15条第2項中「第4条第2項に各号に掲げる」を「第4条第2項に規定する」に、「分隊長」を「隊長」に、「見分調書」を「見分調査書」に改める。

第19条第1項及び第3項中「供述」を「申述」に改める。

第21条の見出しを「(実況見分調査書)」に改め、同条中「実況見分調書」を「実況見分調査書」に改める。

第23条及び第24条第1項中「供述」を「申述」に改める。

第25条の見出しを「(質問調査書)」に改め、同条中「質問調書」を「質問調査書」に改める。

第39条第1項第2号を次のように改める。

(2) 実況見分調査書

第39条第1項第3号中「見分調書」を「見分調査書」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 質問調査書

第40条第1項中「焼き」を「焼損」に改める。

第42条第2項中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金沢市個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年(2023年)3月31日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄